

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の概要

郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行う。

背景

SNS、電子商取引等のデジタル化の進展に伴い、手紙、はがき等の物数が減少する一方で、荷物の個数が急増。他方で、郵便事業の人手不足は深刻化しており、労働力確保の観点から、働き方改革への対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、情報通信審議会答申（2019年9月10日）を踏まえ、①郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持、②急増する荷物の配達ニーズへの対応を通じ、利用者利便を確保するため、通常郵便物の配達頻度や送達日数に係る見直し（認可基準の緩和）等を行う必要がある。

※ 2001年度のピークから郵便物数は約4割減（262億通→163億通（2019年度））、荷物個数は10倍以上に増加（4億個→45億個（2019年度））

改正内容

1. 通常郵便物（手紙、はがき等）の配達頻度の見直し

「週6日以上配達」⇒「週5日以上配達」に緩和（土曜配達の休止）

※ 書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き土日も配達。

※ 選挙運動用葉書、山間地等で配達される日刊紙は、土曜日にも配達を実施。

2. 通常郵便物（手紙、はがき等）の送達日数の見直し

郵便物の差出の日から「原則3日以内に配達」⇒「原則4日以内に配達」に緩和

※ 翌日配達は、翌々日配達に変更見込。

※ 書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き原則翌日配達を維持。

3. 郵便区内特別郵便物の範囲の拡大

現在、個々の「配達局」単位で差し出した場合に割引が適用される郵便区内特別郵便物について、各配達局の上位にある「地域区分局」に一括して差し出しても割引料金を適用。

・ 信書便法も1～3と同内容の改正（一般信書便事業）。

【施行期日】公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日